



寄与分について

- 1 前号まで、相続人の一部の者が、被相続人から、その生前に特別の利益を得た場合に、他の相続人との公平をどのようにはかるかということについて述べました。
- 2 今回は、被相続人の一部の者が被相続人の財産形成などに貢献（寄与）して、相続財産＝遺産が増加した場合に、その遺産全部を機械的に法定相続分に応じて分割するのが果たして公平であろうかという点について、相続法（民法）がどのように定めて相続人間の公平をはかっているかについて述べたいと思います。
- 3 民法第904条の2第1項は、複数の相続人（共同相続人）中に、①被相続人の事業に関する労務の提供、または②財産上の給付、③被相続人の療養看護、④その他の方法により、⑤被相続人の財産の維持または⑥増加につき、⑦特別の寄与をした者があるときは、相続開始の時に被相続人が有した財産（相続財産・遺産）の価値から、⑥共同相続人の協議で定めたその者の寄与分を控除したものを相続財産とみなして、遺産分割をする旨を定めました。
- 4 要するに、被相続人の財産（相続開始時においては相続財産）が増加しまたは維持されたについては貢献（寄与）ある者は、相続人間の協議で定めた寄与分（寄与の割合）に相応する分を相続財産から取り分け、遺産分割とは別に、寄与ある者に優先的に取得させるということです（寄与分についての協議が調わない場合は家庭裁判所が寄与分＝寄与の割合を定めます）。
- 5 具体的な例で説明します。
被相続人Xに、配偶者（妻・W）、長男A、二男Bお

よび長女Cがあるとします。

例えば、Aは、亡父Xの家業を手伝い、家業を成功させたが、増えた財産は全部X名義とした（A結婚後はAの妻Dも家業を手伝った）。あるいは、Aは農業のXを手伝い、農地を維持し、増やした。その増えた財産も相続財産であるというような場合です（いずれの場合も、Bは都会へ出て、農業が手伝わず、Cは結婚して実家の手伝いはしなかった）。

6 Aの上記行為は、被相続人の事業に関する労務の提供に該当します。序でながら、「被相続人の事業に関する財産上の給付」とは、事業主であるXのために、Aが資金提供をしたり、A所有の土地を無償で貸与するような場合です。

7 これによって、相続財産が維持され（他へ売らないですんだ）あるいは増加するような特別の寄与がある場合に、その寄与（貢献）ある者に報いようというのが寄与分の制度です。

そのためには、『特別の寄与』が必要です。夫婦間の協力義務とか親族間の扶養義務のような、法律上の義務を尽くしたというだけでは特別の寄与とは言えません。

8 ここで難しいのは、療養看護です。病気の夫を妻が看護する、病気の父を子らが看病するのは夫婦・親子として当然のことであり過ぎませんし、妻が家事労働に従事するのも、夫（被相続人）の事業の協力にはなりませんが、配偶者として当然の協力義務を履行したというだけのことです。況んや、病床の被相続人（生前の）を度々見舞って励ましたという程度で特別の寄与になり得ません。

6 このほか、寄与分の制度については、さらに述べたいことがあります。次号で述べます。